平成２２年（フ）第２９３号
沖縄県那覇市前島１丁目10番６号
破産者　神山　秀紀
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５５６号
沖縄県豊見城市字嘉数615番地４プレミールマンション101号
破産者　奥間　　玄
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第６１４号
埼玉県上尾市大字原市692番地９　401号、旧住所埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地３―16―303
破産者　和久津　博
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２９９５号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目18番11号アクティブプラザ厚別中央Ｂ301号、開始決定時の住所札幌市白石区川下１条９丁目１番37号
破産者　川筋　健三
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４９７号
札幌市豊平区福住２条７丁目８番５号
破産者　村瀬　和子
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２９号
宮城県大崎市古川大宮１丁目４番39号、住民票上の住所宮城県大崎市古川千手寺町１丁目10番20号
破産者　大友　詔二
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
仙台市青葉区滝道６番10号、開始決定時の住所宮城県大崎市古川大宮１丁目４番39号
破産者　大友　　仁
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第７６号
山形県天童市大字長岡2859番地の６
破産者　佐藤　悦子
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０４号
静岡県沼津市御幸町10番４号
破産者　秋山　清美
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第３５０９号
愛知県東海市加木屋町柿畑39番１　エレガンス柿畑Ⅰ―206号室、開始決定時の住所愛知県東海市加木屋町北鹿持16番地129、住民票上の住所愛知県知多郡東浦町大字石浜字桜見台16番地の１
破産者　新美　幸夫
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０３号
千葉県南房総市千倉町瀬戸2944―20　ミラマール千倉604号、住民票上の住所愛知県愛知郡長久手町大字岩作字中立花45番地１
破産者　松葉　敏道
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３６８号
愛知県あま市東溝口５丁目80番地
破産者　大杉建築こと　古田　信博
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４６７７号
大阪府門真市三ツ島2300　レオパレス門真みなみＡ110号、住民票上の住所大阪府門真市千石西町８番54―208号
破産者　新田　晴美
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１０９号
大阪市住吉区帝塚山東５―３―７―107、住民票上の住所大阪市住吉区上住吉１丁目７番２―310号
破産者　松元　和代
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６１３号
兵庫県尼崎市東園田町２丁目83番地　グレース園田505号、開始決定時の住所大阪府豊中市上津島２丁目21番17号
破産者　山田　直之
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５００号
大阪市天王寺区筆ケ崎町５番53―602号
破産者　古田　秀之
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部